

「防災・危機管理セルフチェックシステムにおける
チェック項目策定に関する検討会」開催要綱

(目的)

第1条 近年、我が国においては、大規模な災害が多数発生しており、今後も、様々な災害が発生する可能性が考えられる中で、災害による被害を最小限に留めるためには、地方公共団体における災害発生時の初動対応体制など、平時より地方公共団体が自らの防災・危機管理体制を確認し、一層の強化を図ることが必要不可欠である。

このような状況を踏まえ、消防庁においては、地方公共団体が自らの防災・危機管理体制について確認を行うことができる「防災・危機管理セルフチェックシステム」(以下「本システム」という。)の整備を進めており、本システムのチェック項目を策定することを目的として、「防災・危機管理セルフチェックシステムにおけるチェック項目策定に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

(検討会)

第2条 検討会は、次項に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、地方公共団体の職員等のうちから、消防庁長官が委嘱する。
- 3 検討会には、座長を置く。座長は、委員の互選によって選出する。
- 4 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- 5 座長に事故等があった場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- 6 座長は必要に応じ、検討会に委員以外の関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 7 検討会には、委員の代理者の出席を認める。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

(運営)

第4条 検討会の運営は、消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室が行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関する必要事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月15日から施行する。